

# 県職員の皆さん！

## 自転車に乗るときは

# ヘルメット着用です！！



「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に加えて、

令和5年4月からは「道路交通法」においても

**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました！**

県職員互助会の指定施設等利用券が、一部店舗(※)にて

自転車ヘルメットの購入にも利用することが可能です！

まだ自転車ヘルメットを購入されていない方は、是非

ご活用ください ※イオングループ、モンベルグループ



県内では高校生以上の着用率が未だに低く、県民の模範となっており、私たちが率先して自転車用ヘルメットをしっかりと着用することが必要です。



お問合せ先 消費生活・地域安全課 023-630-2460



なぜヘルメットを着用することが大切なのでしょう。

Q.「どこを守ることが大切ですか？」 答えは「頭部」です

自転車事故における**死者の負傷部位** (H31~R5 合計 県警察調べ)



非常に軽く、こちらは約 300gです



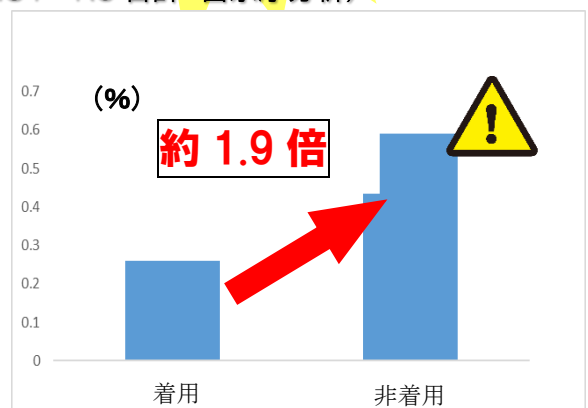
自転車事故で亡くなる方の約5割が頭部を負傷しています。

Q.「ヘルメットの効果は？」

答えは「明らかに有効」です

ヘルメット着用状況別の致死率

(H31~R5 合計 警察庁分析)



ヘルメットを着用していないと、自転車事故での致死率は、**約2倍**も高くなります。

大切な命(頭部)を守るために、**1番有効なのは『ヘルメット』**です。自転車用のヘルメットは、とても軽くて、様々な種類があります。自分に合ったお気に入りのものを選び、自転車に乗るときは、**命を守る『ヘルメット』を着用してください！！**

※お子さんには、保護者の皆さんがかぶらせるようにしましょう。